

入札の心得（指名競争入札用）

1. 入札の指定時刻に遅れた者は失格とする（入札の時間及び場所は指名通知書で確認すること）。
2. 入札参加者は、入札に際し、誓約書を提出しなければならない。なお、入札会場に来る者が代理人の場合は、委任状も併せて提出しなければならない。指定様式の「誓約書・委任状」を使用すること。「誓約書・委任状」の提出が無い場合は失格となる。
※配布した設計図書・仕様書等の資料は、入札の前に返還すること。
3. 入札参加者は、工事の入札にあつては、入札書と併せて工事内訳書を提出しなければならない。また、積算内訳書の提出を求められている入札にあつては、入札書と併せて積算内訳書を提出しなければならない。
4. 入札参加者（入札会場に来る代理人も含む）は、指定の日時・場所に参集し、持参した入札書（市から指定された様式）に必要事項を記入押印し、入札執行官の指示に従い入札箱に投函すること。なお、工事内訳書又は積算内訳書の提出を求められている場合は、入札書と内訳書を同封し投函すること。
※入札書記載金額の頭止めは「金」「¥」ではなく、代表者印を押すこと。代表者又は代理人の認印も可とする。
5. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - ①入札参加者は、入札に当たっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - ②入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
6. 入札参加者は、投函した入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることができない。
7. 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ①入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - ②委任状を持参しない代理人のした入札
 - ③記名・押印を欠く入札
 - ④入札書の金額が0円の入札
 - ⑤金額を訂正した入札
 - ⑥誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ⑦明らかに談合であると認められる入札
 - ⑧同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ⑨再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札
 - ⑩工事の入札において、工事内訳書の提出が無い場合、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い場合、工事内訳書に押印が無い場合、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる場合
 - ⑪積算内訳書の提出を求められている入札において、積算内訳書の提出が無い場合、積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い場合、積算内訳書に押印が無い場合、積算内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる場合
 - ⑫その他入札に関する条件に違反した入札

8. 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しないときは再度入札（2回目の入札）を行う。
 - ①再度入札は、原則として1回とする。
 - ②1回目の入札が無効となった者は、再度入札には参加できないものとする。
 - ③1回目の入札に参加しない者は、再度入札には参加できないものとする。
9. 落札者の決定は、入札を行った者のうち予定価格内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
10. 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
11. 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
12. 都合により入札を辞退することができる。辞退を希望する場合は、入札執行の前までに入札担当課に入札辞退届を提出すること。なお、このことにより以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
13. 市の都合により、入札の執行を延期又は中止することがある。この場合、入札参加者において損害を受けることがあっても、市はその補償の責を負わないものとする。
14. 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等（指名通知後、入札参加者として不適格と認められるような結果になった場合も含む）の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。この場合、入札参加者において損害を受けることがあっても、市はその補償の責を負わないものとする。

入札・契約に係る注意事項（上記以外）

1. 入札書に記載する金額は、消費税抜きの金額であること。
2. 契約保証及び前払金、部分払等については、指名通知書で確認すること（工事、測量・コンサルタント業務のみ）。
3. 入札書の工事番号又は業務番号の記載は、指名通知書に番号の記載がない場合は記載の必要はない。
4. 再度入札でも落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約（以下「不落随意契約」という。）とし、2回目の入札で最低額を示した者と見積り合わせを行う。見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格に達しなければ当該入札は不調とする。方法は、入札執行官の指示に従うこと。
ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合は、この限りでない。
5. 入札参加者は、事前に再度入札のときに使用する入札書を1枚と不落随意契約となったときに使用する見積書を2枚用意すること。
6. 見積り合わせの場合は、この心得を準用する。